平成２２年（フ）第４０８号
京都市山科区厨子奥若林町43番地　若林荘３号室
債務者　田中ひろみ（旧姓藤下）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
京都市西京区樫原釘貫62番地　清水マンション西棟101号
債務者　前地　保彦
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
京都市中京区壬生下溝町12番地17
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
奈良市七条１丁目12番22―102号
債務者　植松木々奈
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲932番地の１
債務者　山中　光典
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕1036番地10
債務者　田北　純也
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
福岡県柳川市立石535番地１
債務者　浦　あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
大分市大字横尾3611番地の２
債務者　大澤　輝久
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７号
大分県別府市上人本町１番７号
債務者　森　　一恵
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１０号
大分市大字奥田498番地の３　渡辺アパート21
債務者　麻生　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６号
福島県いわき市泉町５丁目８番地の２　レオパレスサン101
債務者　渡邉　博之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１００号
長野県上高井郡高山村大字中山976番地14
債務者　和田　光男
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市江本13番地　市営今森住宅１―311号室
債務者　植松　　博
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
高知県四万十市中村丸の内1640番地
債務者　桜木　理博
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１７号
高知県宿毛市藻津563番地
債務者　後田　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１９号
高知県四万十市西土佐用井1116番地１　103号室
債務者　星野　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町18番１号　中村ビル202号
債務者　小松舞衣子（旧姓**穐**）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県大島郡龍郷町秋名1146番地
債務者　森田　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部